

公 示 送 達 書

長崎市告示第498号

令和8年2月6日及び同月20日付けの次の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長（財務部収納課）が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		住（居）所	氏 名
1	差押調書（謄本） 長収第調－6846号	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目13番9号 シティプラザ御影 401号（埼玉県比企郡滑川町大字月輪42－7 ハイッ康豊2階202）	BAJAGAIN BINOD
2	配当計算書（謄本） 長収第調－7265号	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目13番9号 シティプラザ御影 401号	BAJAGAIN BINOD
3	以下余白	以下余白	以下余白
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。